

発議第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和元年10月7日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会総務企画常任委員会
委員長 山口 忠 孝

理由 地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、地方財政の充実・強化を図る必要がある。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実や保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

政府の「骨太2018」では「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆2707.2億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となっている。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にはかること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。
- 6 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 8 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年10月7日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣	様
衆議院議長	様
参議院議長	様
財務大臣	様
総務大臣	様
経済産業大臣	様
内閣官房長官	様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	様
内閣府特命担当大臣 (地方創生)	様

発議第4号

塩田川井堰の維持管理・修繕工事等に係る地元負担の軽減に関する
意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会
会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和元年10月7日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会産業建設常任委員会
委員長 川内 聖二

理由 頭首工（可動堰）の維持管理については、受益者に過重な負担が生じており、
半永久に継続される状況にあることから、県からのより一層の財政支援を要望
するため意見書を提出する。

塩田川井堰の維持管理・修繕工事等に係る地元負担の軽減に
関する意見書（案）

嬉野市の中小河川では従前より河川災害が多く発生し、水害は流域に甚大な被害をもたらすこととなり抜本的な治水対策が望まれていました。国や県は昭和30年代から治水対策として県営事業によるダムの建設や河川改修事業を実施し、水害は以前と比べ少なくはなりましたが、西日本においては、この数年の間に異常気象が原因と思われる「数十年に一度」の豪雨が毎年のように発生し、本年8月の記録的豪雨では佐賀県内の市町も水害による甚大な被害を受けている状況です。

現在の鋼製可動堰は、旧塩田町を中心に水田の取水目的の固定井堰が、県からの要請に伴い河川改修工事により鋼製可動堰（38箇所のうちゲート式2箇所）へと整備されました。それは固定井堰の代替補償井堰として建設され、その後県より順次農家（水田受益者）に保守整備費の一部代金とともに引き渡されました。

頭首工から取水した水は農業用水だけでなく環境、消防用水等の多目的な水として活用され公益性もあり、農家だけでなく地域住民の用水としても活用するため、地域で将来の補修負担額に備え積立てを行ってきました。しかし、建設後10年から20年余りが経過した現在においては、10年から15年周期で行う塗装の保守整備の時期ではありますが、塗装の整備だけでも一回に高額な整備費がかかります。なかには鋼製可動堰ではなくゴム堰もあり、経年劣化によるゴム堰全体を取り替えとなります。このように複数の可動堰の保守整備等を順次に控えており、国や県からの補助を受けても受益者への負担が重くのしかかっています。社会情勢の変化での人口減少、特に農家数の減少や高齢化、農業後継者不足などが現実化し、維持管理に対して大変苦慮されているのが現状です。

佐賀県の農業の活性化や農地保全対策、また、地域の安全・安心な生活を守るためには、有事に正常な機能を発揮するように頭首工（可動堰）の保守整備等を続けていく必要があると考えています。

このことから受益者負担の軽減をはかるため、これまで以上に県からの財政支援をしていただきますように強く要望いたします。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年10月7日

佐賀県嬉野市議会

佐賀県知事 山口 祥 義 様

発議第5号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2020年度政府予算に係わる意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会
会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和元年10月7日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会文教福祉常任委員会
委員長 増田 朝子

理由 教育環境改善のため教職員定数改善と、教育の機会均等と水準の維持向上を
はかり教育予算を確保・充実させる必要があるため、関係行政庁に対し、2020
年度政府予算に係る意見書を提出するものである。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元をはかるための、
2020 年度政府予算に係わる意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしています。中でも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月7日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣	様
衆議院議長	様
参議院議長	様
総務大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様